

## 令和5年度6次産業化体制整備支援補助金実施要領

### 1. 目的・概要

生産者等のさらなる6次産業化の取組を推進するため、本町の特産品である農産物（構造改革特別区域法により余市町長が本町の特産品として指定したもの。）を原料とした果実酒又はリキュールの醸造量増加を図ることを目的に、醸造用施設を整備するものに対して、その購入する機械・設備等に要する費用の一部を補助する。

### 2. 補助要件

別表参照。

### 3. 補助対象品目

別表参照。

### 4. 補助率等

補助対象経費の1/2以内とする。

※100万円を上限とする。

※補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

### 5. 周知の方法

町内醸造事業者へ役場より周知。（町HPでも周知）

### 6. 募集期間

10月末日を締切日とする。

### 7. その他

要望額に満たない場合がある旨を周知する。

要綱制定日より前に事業着手したものについては補助対象外である旨周知する。（令和5年4月1日付で要綱制定）

その他、補助金を他の用途に使用しない旨など留意事項を周知する。